

旧（パブコメに用いた素案）	新（2019.1.11 現在）
<p>鎌倉市共生社会の実現を目指す条例</p> <p>1 前文</p> <p>「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の尊重、幸福追求権及び公共の福祉について規定しています。<u>私たちの社会には、多種多様な人々がおり、すべての人は、年齢、性別、障害の有無、家族のかたち、職業、経済状況、文化的背景などに関わらず、幸福に生活できる権利があります。お互いの個性と多様性を尊重し合い、時には誰かを支え、時には誰かに支えられながら、社会と関わり、誰もがその人らしく、生涯安心して生活できる社会が、私たちの目指す共生社会の姿です。</u></p> <p><u>しかしながら、自分らしく生活したいのに、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会にうまく適応できず、生きづらさや居心地の悪さを感じる人もいます。すべての人が安心して生活するには、周囲がその生きづらさを理解し、できるかぎりの配慮をすることが必要です。幸せになる方法が人それぞれ違うように、本人への配慮も人それぞれ違います。少しずつの思いやりとやさしさで、多種多様な人々が共にある、自分らしくいられる社会が成り立ちます。</u></p> <p><u>市、市民及び事業者が一体となって、一人ひとりがありのままで安心して生活できる社会を築くことを決意し、共生社会の実現への第一歩とするために、この条例を制定します。</u></p>	<p>鎌倉市共生社会の実現を目指す条例</p> <p>「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人の<u>尊厳及び幸福追求権</u>について規定しています。<u>私たちの年齢、性別、性的志向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、様々に異なります。多種多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。</u></p> <p><u>私たちは、近くにいる人の生きにくさに思いを馳せたことがあるでしょうか。</u></p> <p><u>自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいはまだ名前のない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。</u></p> <p><u>私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。</u></p>

旧（パブコメに用いた素案）	新（2019.1.11 現在）
<p>2 目的</p> <p>この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人ひとりが、<u>社会との関わりを持つことができ、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯安心して自分らしく暮らすことのできる社会</u>（以下「共生社会」という。）を実現することを<u>目的として制定する。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、<u>お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を実現することを目的とする。</u></p>
<p>3 定義</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共生社会 市民一人ひとりが、<u>社会との関わりを持つことができ、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯安心して自分らしく暮らすことのできる社会</u>をいう。</li> <li>(2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</li> <li>(3) 事業者 市内で<u>事業活動</u>を行う者をいう。</li> <li>(4) 社会的障壁 市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</li> </ul>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共生社会 市民一人一人が、<u>お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会</u>をいう。</li> <li>(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。</li> <li>(3) 事業者 市内で<u>事業</u>を行う者をいう。</li> </ul> <p>（削除）</p>
<p>4 基本理念</p> <p>共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、互いに協力しながら、次に掲げる理念に基づき、<u>行わなければならない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個性や多様性の尊重 市民は、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。</li> <li>(2) 社会参画の拡充 市民は、自らの意思によって、<u>社会のあらゆる分野</u>における活動に参画する機会が確保されること。</li> </ul>	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 共生社会の実現に向けた取組の推進は、市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たし、互いに協力しながら、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）に基づき、<u>行うこととする</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。</li> </ul> <p>（第3号へ）</p>

旧 (パブコメに用いた素案)	新 (2019.1.11 現在)
(3) 支え合う暮らし 市民は、社会の一員として、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。 <u>(第2号から)</u>	(2) 市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。 (3) 市民が、社会の一員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。
(4) 社会的障壁の解消 社会的障壁の解消は、必要かつ合理的な配慮により、行われるものであること。	2 共生社会を実現するに当たって、市民が日常生活又は社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの解消については、必要かつ合理的な配慮により行われるものとする。
5 市民及び事業者の役割 市民及び事業者は、基本理念に則り、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に向けた取組に努めるものとする。	<u>(第5条へ)</u>
6 市の責務 市は、基本理念に則り、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を市民及び事業者と共有するとともに、必要かつ合理的な配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組の活用を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 <u>(新規)</u> <u>(5から)</u>	(市の責務) 第4条 市は、基本理念に則り、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を市民及び事業者と相互に深めるとともに、必要かつ合理的な配慮を行うことができるよう体制を整備し、先進的な取組を視野に入れつつ、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとする。 2 市は、市職員に対する啓発等を実施して、職員一人一人が、共生の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。 (市民及び事業者の役割)

旧（パブコメに用いた素案）	新（2019.1.11 現在）
<p>7－1 基本的施策</p> <p>市、市民及び事業者が、基本理念に基づき、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 共生社会について学び、実践できるよう、<u>共生の意識の醸成</u>を図るため、<u>次に掲げる施策を講ずること</u>。</p> <p>ア 学校教育、社会教育その他の教育の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう、意識の形成を行うこと。</p> <p>イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動を行うこと。</p> <p>(2) 情報の授受における体制を整備するため、<u>次に掲げる施策を講ずること</u>。</p> <p>ア 市民が主体的に必要な情報を収集し、自らのために活用することができるよう、必要かつ合理的な情報提供の手段の確保を行うこと。</p> <p>イ 市民が必要な支援を得られるよう、情報の整理を行うとともに、支援者間の情報の共有及び活用を行うこと。</p> <p>ウ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝え、相手もその内容を理解できるよう、個に応じた多様な意思疎通のための手段の確保を</p>	<p>第<u>5</u>条 市民及び事業者は、基本理念に則り、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の<u>実現に努める</u>ものとする。</p> <p>（基本的施策）</p> <p>第<u>6</u>条 市、市民及び事業者が、基本理念に基づき、共生社会の実現を目指すに当たり、市は、次に掲げる施策（以下「基本的施策」という。）を講ずるものとする。</p> <p>(1) 共生社会について学び、実践できるよう<u>な共生の意識の形成</u>を図るための<u>次に掲げる施策</u></p> <p>ア 学校教育、社会教育その他の教育の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう意識の形成を行うこと。</p> <p>イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動を行うこと。</p> <p>(2) <u>十分な情報のやりとりを可能にするための次に掲げる施策</u></p> <p>ア <u>市の提供する情報及び市民が知りたい情報のうち必要と認められるものを分かりやすく提供すること。</u></p> <p>（アに統合）</p> <p>イ <u>市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝えられるよう、公共の場におけるコミュニケーションの手段を多種多様化すること。</u></p>

旧（パブコメに用いた素案）	新（2019.1.11 現在）
<p>行うこと。</p>	
<p>(3) 市民が安全で安心できる環境で生活できるよう、<u>次に掲げる施策を講ずること。</u></p>	<p>(3) 市民が安全で安心した生活ができるような<u>多様性に配慮した都市基盤、施設等の整備に努めること。</u></p>
<p>ア <u>市民が安全で安心できる環境で生活できるよう、多様性に配慮した生活環境の整備を行うこと。</u></p>	<p>(第4号イへ)</p>
<p>イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、<u>生活課題の予防及び早期発見を可能とする地域づくりを行うこと。</u></p>	<p>(4) <u>共生社会の実現に向けた推進体制を整備するため、次に掲げる施策を講ずること。</u></p>
<p>ア <u>市民及び事業者が本来持っている力を發揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに当該市民及び事業者への支援を行うこと。</u></p>	<p>ア <u>市民及び事業者が本来持っている力を發揮し続けるため、共生社会の実現に資する活動を実施する市民及び事業者との連携並びに支援を行うこと。</u></p>
<p>(第3号イから)</p>	
<p>イ <u>保健、医療、福祉、教育、就労その他制度の枠を超えて、各制度間の連携を図りながら、市民及びその家族に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。</u></p>	<p>イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、<u>市民及び事業者が地域の生活課題の発見及び対応を可能とする地域づくりが行われるよう支援に努めること。</u></p>
<p>ウ <u>人材育成、教育、支援者に対する支援等を通じ、支援の質を向上することで、市民一人ひとりの状況に応じた支援体制の構築を行うこと。</u></p>	<p>ウ <u>保健、医療、福祉、教育、就労その他制度の枠を超えて、各制度間の連携を図りながら、市民に対して包括的かつ総合的な支援を行うこと。</u></p> <p>エ <u>支援に関わる者に対する教育、人材育成等の各種支援を通じ、支援の質を向上すること。</u></p>
<p>(新規)</p>	<p>(5) <u>共生社会に向けた推進体制の構築並びに当該体制及び具体的施策の</u></p>

旧（パブコメに用いた素案）	新（2019.1.11 現在）
	<u>必要に応じた改善</u>
<u>7－2 基本的施策（社会的障壁の解消）</u>  <u>共生社会の実現を目指すに当たり、市民から社会的障壁の解消を求める場合には、市は、社会的障壁解消のために必要かつ合理的な配慮を行うとともに、事業者に対しても、社会的障壁解消のための必要かつ合理的な配慮がなされるよう、働きかけるものとする。</u>	<u>(削除)</u>
<b>8 災害等への対応</b>  市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む）においては、自助及び共助の啓発を行うとともに、基本理念に則り、 <u>必要な情報の収集又は自らの身体及び生命を守るための行動に何らかの支援が必要な市民に対して、多様性に配慮した支援を行えるよう、体制整備に取組むものとする。</u>	<b>(災害等への対応)</b>  第7条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む）においては、自助及び共助の啓発を行うとともに、基本理念に則り、 <u>市民等が行う自らの身体及び生命を守るための行動に対して、多様性に配慮した支援を行うことができるよう取組むものとする。</u>
<b>9 計画等への反映等</b>  市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重し、 <u>制定又は策定するものとする。</u>	<b>(計画等への反映等)</b>  第8条 市は、条例等の制定又は行政計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重するとともに <u>基本的施策を踏まえ、制定又は策定するものとする。</u>
<b>9－2 市は、前項の行政計画の実施に当たっては、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</b>	2 市は、 <u>基本理念を最大限尊重され基本的施策を踏まえた行政計画の実施に当たっては、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u>
<b>9－3 市は、第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、<u>基本理念の視点を含めて評価するものとする。</u></b>	3 市は、 <u>第1項の行政計画の評価の実施に当たっては、基本理念及び基本的施策の視点を含めて評価するものとする。</u>
<b>10 施行日</b>	付 則

旧（パブコメに用いた素案）	新（2019.1.11 現在）
この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。	この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。